

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「上場有価証券手数料一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等	今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第3号
本 店 所 在 地	〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地		
加 入 協 会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資 本 金	8億57百万円		
主 な 事 業	金融商品取引業		
設 立 年 月	昭和19年7月		
連 絡 先	076-263-9820又はお取引のある本・支店にご連絡ください。		

ご意見・苦情について（今村証券以外の窓口）

金融商品取引業者等は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- 金融商品取引の勧誘や制度等に関するお客様からのご相談、苦情の受付窓口
- 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出およびあっせんの申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ります。

- ・ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電 話：0120-64-5005

平 日：9時00分から17時00分

（振替休日を含む祝日、12月31日から1月3日を除く）

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

1. 株式売買手数料

- * 約定金額は、同一銘柄につき同一日に成立した同一種類の注文の合算です。
- * 円位未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- * 優先株等の委託手数料は下表を準用します。
- * 新株予約権証券、優先証券、優先出資証券、カントリーファンド、株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）、日経 300 株価指数連動上場投資信託、不動産投資信託証券（REIT）、受益証券発行信託の受益証券に係る手数料は下表を準用します。

約定金額	手数料率
100万円以下の場合	約定金額の 1.17990%
100万円を超え200万円以下の場合	〃 0.87723% + 3,026.700 円
200万円を超え500万円以下の場合	〃 0.80028% + 4,565.700 円
500万円を超え1000万円以下の場合	〃 0.59508% + 14,825.700 円
1000万円を超え3000万円以下の場合	〃 0.56430% + 17,903.700 円
3000万円を超え5000万円以下の場合	〃 0.25650% + 110,243.700 円
5000万円を超える場合	238,493 円
但し、約定金額の 1.17990%に相当する額が 2,565 円に満たない場合は 2,565 円とします。	

<i√（ネット取引）>

約定金額	手数料率
100万円以下の場合	約定金額の 0.9936%
100万円を超え200万円以下の場合	〃 0.7387% + 2,549 円
200万円を超え500万円以下の場合	〃 0.6739% + 3,845 円
500万円を超え1000万円以下の場合	〃 0.5011% + 12,485 円
1000万円を超え3000万円以下の場合	〃 0.4752% + 15,077 円
3000万円を超え5000万円以下の場合	〃 0.2160% + 92,837 円
5000万円を超える場合	200,837 円
但し、約定金額の 0.9936%に相当する額が 1,080 円に満たない場合は 1,080 円とします。	

2. 外国金融商品市場等に上場されている株式売買手数料

<外国現地委託取引>

売買金額	取次手数料
100万円以下	売買金額の 0.972%
100万円を超え300万円以下の場合	// 0.864% + 1,080 円
300万円を超え500万円以下の場合	// 0.702% + 5,940 円
500万円を超え1000万円以下の場合	// 0.648% + 8,640 円
1000万円を超え3000万円以下の場合	// 0.540% + 19,440 円
3000万円を超え5000万円以下の場合	// 0.432% + 51,840 円
5000万円を超え1億円以下の場合	// 0.378% + 78,840 円
1億円を超える場合	// 0.324% + 132,840 円

- * 現地証券会社等へ支払う現地手数料等を別途申し受けます。
- * 売買金額とは、現地の約定金額に現地手数料等を加減した額を円換算した額です。
- * 国内上場銘柄については、1. 株式売買手数料を準用します。

<国内店頭取引>

国内店頭仕切取引については、「外国株券等の取引に関する重要事項」を参照下さい。

3. 転換社債型新株予約権付社債売買手数料

約定金額	手数料
100万円以下の場合	約定代金の 1.080%
100万円を超え500万円以下の場合	// 0.972% + 1,080 円
500万円を超え1000万円以下の場合	// 0.756% + 11,880 円
1000万円を超え3000万円以下の場合	// 0.594% + 28,080 円
3000万円を超え5000万円以下の場合	// 0.432% + 76,680 円
5000万円を超え1億円以下の場合	// 0.270% + 157,680 円
1億円を超え10億円以下の場合	// 0.216% + 211,680 円
10億円を超える場合	// 0.162% + 751,680 円

4. 債券売買手数料

額面総額	額面 100 円に対する手数料		
	国 債	政府保証債, 地方債	その他債券
500万円以下の場合	43.2 銭	64.8 銭	86.4 銭
500万円を超え1000万円以下の場合	37.8 銭	54 銭	70.2 銭
1000万円を超え5000万円以下の場合	32.4 銭	43.2 銭	54 銭
5000万円を超え1億円以下の場合	27 銭	32.4 銭	37.8 銭
1億円を超え10億円以下の場合	10.8 銭	16.2 銭	21.6 銭
10億円を超える場合	5.4 銭	10.8 銭	16.2 銭

※ この一覧表の手数料については、消費税相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更になることがあります。